

# 2022年度 事業報告書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

特定非営利活動法人監獄人権センター

## 1 事業の成果

本年度、相談事業においては、年間約1200件の被拘禁者や関係者から手紙・電話・E-MAIL、対面による相談に対応した。

人権セミナーは、「「拘禁刑」創設への課題と展望—受刑者の自主性に基づく「改善更生」、処遇のあり方を考える—」（会場+オンライン・22年4月20日）、「支援の境界線と、生きづらさを抱える受刑者が見ている社会」（会場+オンライン・22年11月23日）を開催した。

調査研究事業においては、「古川禎久法務大臣による死刑執行に抗議する」（22年7月）、「死刑確定者の独居拘禁と監視カメラによる撮影を廃止せよ」（22年8月）、「声明：国連機関は死刑確定者の置かれる状況を非難し、死刑廃止に向けて前進することを要求」（22年11月）を発表。名古屋刑務所の刑務官による受刑者暴行事件に対しては「刑事司法の現場から被収容者等に対する暴力を根絶し、受刑者の真の更生を目指した処遇の実現を求める声明」（22年12月）を発表し、同日オンラインで記者会見を行った。「名古屋刑務所における度重なる暴行事件と受刑者死亡事件を契機として第二次行刑改革を求める意見書」（23年3月）、「留置施設においても被留置者に十分な医療が提供されること、医療体制が欠如している留置施設を被勾留者の拘禁施設として使用する代用監獄制度の廃止を求める声明」（23年3月）を発表した。東京府中FMで、元受刑者と支援者が受刑者の社会復帰について語る「刑務所ラジオ」の放送を開始した（22年4月～）。

ニューズレターは、22年4月に第110号、8月に第111号、11月に第112号を発行した。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
被拘禁者及び関係者への適切な情報提供と助言（相談事業）	被拘禁者およびその家族からの相談に法的なアドバイスも含め返答する。	通年	東京都	21人	日本全国の被拘禁者とその家族・支援者約1200人	1,373
建設的な刑事政策の提言及び社会教育の推進、講演会、報告会、文化事業等を通じての広報活動（人権セミナー）	刑事拘禁制度について広く市民と共に学ぶセミナーを開催する。	22年4月20日、11月23日	東京都（オンライン）	21人	一般市民、国会関係者等約1700人	224
建設的な刑事政策の提言、刑事政策に関連する資料の収集と研究（調査研究事業）	刑事拘禁制度に関する実態を調査する。	通年	東京都	5人	一般市民、国会関係者等1300人	246
機関紙の発行（広報事業）	センターの入手した情報を広く会員間で共有するため、ニュースを発行する。	機関紙発行：22年4月、8月、11月	東京都	10人	機関紙発行：一般市民1000人（各回）	234

### (2) その他の事業 なし